

前橋市水道施設寄附基準

水道施設の寄附に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）に係る寄附物件の基準は、次によるものとする。

1 寄附物件の布設位置

- (1) 寄附物件の布設位置は、既存の公道、公共用地等、もしくは寄附しようとする道路内であり、私道・私有地等に布設されていないこと。
- (2) 前橋市宅地開発指導要綱による消火栓の設置位置は、消防局と協議し決定すること。

2 寄附物件の口径等

- (1) 寄附物件の最小口径は、50mmとする。
- (2) 寄附物件の口径は、給水する区域の給水量に対応する計画口径を原則とするが、既設管との距離が長い等、管に損失が生ずる場合は、計画口径を大きくするものとする。
- (3) 消火栓は、呼称65口径を有するもので基本的に150mm以上の管に設置すること。ただし、消防局との協議結果によっては、75mm以上とすることができる。

3 寄附物件の材質

- (1) 口径50mmから150mmについては、配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管（GX形）とする。
- (2) 口径200mm以上については、ダクタイル鋳鉄管（GX形）とする。

4 その他の水道施設

止水栓・仕切弁・空気弁・排水（排泥）設備等は、必要箇所に設置する。

5 既存の私設配水管の扱い

既存の私設配水管について、前記で示す基準に適合したものは、寄附物件としての受け入れを行うことができるものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別途管理者が定める。

附則

この基準は、平成28年 1月 1日から施行する。

この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。

この基準は、平成29年 5月 1日から施行する。